

水道のはなし ～水を大切に！～



— 寄居町の水道 —

町の水道は、今から約60年前の昭和33年に上水道事業の認可を受けた後、象ヶ鼻浄水場を整備し、昭和36年から市街地を中心とした区域で給水を開始しました。

その後、事業認可区域を拡張し、現在では象ヶ鼻浄水場、折原浄水場、金尾浄水場、風布浄水場の4カ所の浄水場と、県営水道の受水と配水を行う寄居配水場、男衾配水場の2カ所の配水場から水道水を供給しています。

災害に備えて

町では地震や台風等の災害に備えて、水道管の耐震化の推進や、荒川の北側と南側の地域を結ぶ連絡管を整備して、それぞれの給水区域の水道水を融通できる機能を強化しています。昨年、台風19号による被害の際、この連絡管から、取水ができなくなった分の水を融通することで、大規模な断水を逃れることができました。また、断水した場合でも、給水車による給水活動が行える準備や、5年間保存できる飲料水を備蓄して、皆さんに水が届けられるよう備えています。



給水車

今後の水道事業

創業から60年以上が経過した町の水道事業ですが、今後は老朽化した施設の更新や、人口減少に伴う料金収入の減少といった課題への対応が求められます。そこで、今年度末を目標に、老朽化した施設の計画的な更新の道筋を示す施設整備計画の策定や、今後10年間の財政状況の見通しを分析・評価し、安定した事業運営を持続していくための経営戦略の策定に向けた取り組みを進めています。

水を大切に

地球にはおよそ14億km³の水があるといわれています。しかし、そのほとんどが海水であり、地下水を含め川の水や湖、沼など、私たちが生活に利用できる淡水は、地球上の水のわずか1%未満です。水道水はその貴重な資源である淡水を利用して作られるものです。今後も水を大切に使いましょう。

水道工事・修理を依頼する前に！

道路から敷地内へ新たに給水管を埋設する工事や、宅内の漏水修理等の工事は、町の指定を受けた指定給水装置工事事業者以外の工事事業者では行うことができません。町では指定給水装置工事事業者の情報を町公式ホームページで公開しています。工事を依頼する際にご確認ください。

☎ 上下水道課 (☎ 581・2121内線267)

申込受付を開始しています！

高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種



高齢者の方が肺炎にかかり急速に症状が進んだ場合、抗生物質などの治療が間に合わないことも少なくありません。過去に一度も高齢者用肺炎球菌ワクチンを受けたことがない次の年齢になる方は、定期接種として受けることができます。

定期接種対象者（令和2年度）

① 次の各年齢になる方

65 歳(昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生)

70 歳(昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生)

75 歳(昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生)

80 歳(昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生)

85 歳(昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生)

90 歳(昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生)

95 歳(大正14年4月2日～大正15年4月1日生)

100 歳(大正9年4月2日～大正10年4月1日生)

② 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害や、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

▶ 接種期間

令和3年3月31日(水)まで
※誕生日前から接種できます。

▶ 接種ができる医療機関

町が委託契約している医療機関で接種できます。申し込み時にご確認ください。また、契約外の医療機関で接種をする場合、補助金申請の手続きが必要となりますので、事前に健康福祉課(保健指導班)へご相談ください。

▶ 持参するもの

予防接種依頼書兼予診票(申し込み後に送付します)、健康保険証、生活保護受給者証(生活保護世帯の方)、身体障害者手帳(お持ちの方)

▶ 負担額

4,000 円

※生活保護世帯は無料(1人1回限り)

▶ 申し込み

事前に電話で健康福祉課(保健指導班)へ。

▶ 健康被害救済制度

予防接種後に生活に支障を残すような健康被害が生じた場合、適用される救済制度があります。詳しくは健康福祉課(保健指導班)へお問い合わせください。

▶ その他

長期にわたり療養が必要となる疾患等の特別な事情で、対象期間内に定期接種を受けられなかった方は、当該事由が消滅してから1年以内であれば定期接種として受けることができます。該当すると思われる方は、接種を受ける前に健康福祉課(保健指導班)へご相談ください。

長期療養が必要となる疾患の例

重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症、その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病、白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症等



☎ 健康福祉課(保健指導班) (☎ 581・2121内線211・212)